審　　査　　基　　準

平成23年２月21日作成

法　　令　　名：情報公開条例
根　拠　条　項：第10条
処　分　概　要：公文書の公開の請求に対する公開決定等
原権者（委任先）：兵庫県警察本部長
法令の定め： ①基準 情報公開条例第１条第２項第１号、第２号（対象外文書） 情報公開条例第16条（他の制度との調整等） 情報公開条例第37条（適用除外） 情報公開条例第６条第１号、第２号、第３号、第４号､第５号､第６号（非公開情報） ②関係規定 情報公開条例施行規程第２条（公文書公開請求書）
審　査　基　準：　別紙のとおり
標準処理期間：　15日以内
申　　請　　先：　公開請求書は、警察本部総務部県民広報課情報センター又は警察署警務課に提出してください。
問い合わせ先：　総務部県民広報課情報センター
備　　考：　本件処分は、公開請求のあった公文書を保有する所属が所管する。

別紙

第１　基本事項

１　公開・非公開の基本的考え方

条例は、前文において県民の「知る権利」と行政の「説明責任」について述べており、行政が保有する情報は原則公開との考え方に立っている。

しかしながら、一方で、個人、法人等の権利利益や、公共の安全、利益等も適正に保護すべき必要があり、公開することの利益と公開しないことの利益とを比較衡量する必要がある。

このため、条例では、公開しないことに合理的な理由がある情報を非公開情報としてできる限り明確かつ合理的に定め、この非公開情報が記録されていない限り、公開請求に係る公文書を公開しなければならないこととしている。

なお、条例第６条の規定の適用により非公開とされる情報であっても、なお公にすることに公益上の必要性があると認められる場合には、裁量的に公開ができることとしている（条例第８条）。

２　非公開情報の取扱い

条例は、第６条で、公開請求に係る公文書に非公開情報が記録されていない場合の実施機関の義務について規定しており、非公開情報が記録されている場合については、明文の規定は設けていない。

条例では非公開情報の範囲はできる限り限定したものとするとの基本的な考え方に立っており、第８条（公益上の理由による裁量的公開）の規定により実施機関が「公益上特に必要があると認めるとき」は公開することができることの反対解釈として、「公益上特に必要があると認めるとき」以外は、公開してはならないこととなる。

公開請求に係る公文書の一部に非公開情報が記録されているときの非公開情報の取扱いは、部分公開（第７条）の問題である。

３　非公開情報の類型

条例第６条各号の非公開情報は、保護すべき利益に着目して分類したものであり、ある情報が各号の複数の非公開情報に該当する場合があり得る。

また、例えば、ある個人に関する情報について、第１号の非公開情報には該当しない場合であっても、他の号の非公開情報に該当し非公開となることはあり得る。

したがって、ある情報を公開する場合は、条例第６条各号の非公開情報のいずれにも該当しないことを確認することが必要である。

４　条例第６条各号の「公にすること」

条例第６条各号で用いられている「公にすること」とは、秘密にせず、何人にも知り得る状態におくことを意味する。

条例では、何人も、請求の理由や利用の目的を問われずに公開請求ができることから、公開請求者に公開するということは、何人に対しても公開を行うことが可能であるとい

うことを意味する。

したがって、第６条各号における非公開情報該当性の判断に当たっては、公開請求者に公開することによって生じるおそれだけでなく、「公にすることにより」生じるおそれがあるか否かを判断することとしている。

５　非公開情報該当性の判断の時点

非公開情報該当性は、時の経過、社会情勢の変化、当該情報に係る事務・事業の進行の状況等の事情の変更に伴って変化するものであり、公開請求があった都度判断しなければならない。

このような変化は、「おそれ」が要件となっている非公開情報の場合に顕著であると考えられる。一般的には、ある時点において非公開情報に該当する情報が、別の時点においても当然に非公開情報に該当するわけではない。なお、個々の公開請求における非公開情報該当性の判断の時点は、公開決定等の時点である。

第２　非公開情報

条例第６条第１号（個人に関する情報）に基づき非公開とする情報の基準

【条例の定め】

> 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、特定の個人を識別することができるもののうち、通常他人に知られたくないと認められるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの

【趣旨】

第１号は、公文書公開制度において個人のいわゆるプライバシーを最大限に保護し、個人の尊厳と自由を守るために定めたものである。

【条例の解釈】

１　個人（プライバシー）

第１号は、個人のプライバシーは、個人の尊厳に直接かかわる権利であること、一旦侵害されると事後的に回復が不可能であること等から、個人のプライバシーに関する情報が記録されている公文書については、非公開とする趣旨である。

このように、第１号は、個人のいわゆるプライバシーを保護しようとするものであるが、いわゆるプライバシーといわれているものの内容は、法的にも社会通念上も必ずしも明確ではないため、第１号ではプライバシーという抽象的な概念ではなく、より客観的な概念で非公開の範囲を画することとした。

２　個人に関する情報

「個人に関する情報」（以下「個人情報」という。）とは、個人の内心、身体、身分、地位その他個人に関する一切の事項についての事実、判断、評価等のすべての情報が含

まれるものであり、個人の氏名、住所、思想、信条、健康状態、学歴、職業、所属など個人の属性を示すすべての情報をいい、具体的な例としては、住所、電話番号、役職名、個人別に付された記号、番号（振込口座番号、受験番号、保険証の記号番号等）が考えられる。

したがって、個人の属性、人格や私生活に関する情報に限らず、個人の知的創作物に関する情報、組織体の構成員としての個人の活動に関する情報も含まれる。

また、「個人」には、生存する個人のほか、死亡した個人も含まれる。

3　特定の個人を識別することができる情報

「特定の個人を識別することができるもの」とは、氏名、住所等により特定の個人を直接識別することができる場合だけでなく、その情報だけでは特定の個人を識別することはできないが、他の情報と比較的容易に関連付けることができ、そのことにより、間接的に特定の個人を識別することができる場合も含む趣旨である。

照合の対象となる「他の情報」としては、公知の情報や、図書館等の公共施設で一般に入手可能なものなど一般人が通常入手し得る情報が含まれる。

照合の対象となる「他の情報」の範囲については、当該個人情報の性質や内容等に応じて、個別に適切に判断することが必要となる。

4　通常他人に知られたくないと認められるもの

「通常他人に知られたくないと認められるもの」とは、特定の個人の主観的判断のいかんを問わず、社会通念に照らして判断すると、他人に知られたくないと思うことが通常であると認められる情報をいう。

なお、次に掲げる情報は、「通常他人に知られたくないと認められるもの」に当たらず、これらの情報が記録されている公文書については、公開しなければならないものと考えられる。

(1)　法令又は他の条例の規定により、何人でも閲覧等をすることができるとされている情報（法令又は他の条例に何人でも閲覧等をすることができると規定されていても、現に閲覧等が制限され、実質的に何人にも閲覧等を認めるという趣旨でないものを除く。）

(2)　実施機関が公表を目的として作成し、又は取得した情報（公表を前提として提供のあった情報、公表することが了承されている情報及び公表することが慣行となっている情報を含む。）

(3)　公務員の職務の遂行に係る情報

5　特定の個人を識別することができないが、公にすることにより、なお、個人の権利利益を害するおそれがあるもの

「特定の個人を識別することができないが、公にすることにより、なお、個人の権利利益を害するおそれがあるもの」とは、カルテ、反省文等個人の人格と密接にかかわる情報や未公表の著作物等個人の識別性のある部分を除いて公開しても、なお個人の正当な権利利益を害するおそれがある情報をいう。

6　事業を営む個人の当該事業に関する情報

「事業を営む個人の当該事業に関する情報」は、法人その他の団体の事業活動に関する情報と同様の性格を有するものであることから、本条第２号に照らして判断することとしているので、本号の個人に関する情報の範囲から除外しているものである。

なお、事業を営む個人の当該事業に直接関係のない個人に関する情報は、本号により判断するものである。

7　本人からの公開請求

非公開情報は、請求者の如何にかかわらず一律に適用されるものであることを前提としていることから、本号に該当する情報が記録されている公文書については、当該情報の本人から公開請求があっても、公開できないものである。

【運用の基準・具体例】

1　警察職員の氏名の取扱い

条例においては、公務員の職務の遂行に関する情報は個人に関する情報に該当せず、公開する情報と定められていることから、職務執行に係る警察職員の氏名も１号（個人に関する情報）には該当しない。ただし、６号（事務又は事業に関する情報）の規定に基づき、公安委員会規則によって定められた警察職員の氏名は非公開となる。

また、氏名を公開する職員であっても、公開請求の対象となる公文書に記録されている具体的な職務の内容との関係で、氏名を公開すると当該職員又は家族に危害が加えられるおそれがあり、適正な業務の執行に支障が生ずるおそれがあるなど条例各号の非公開条項に該当する場合は、非公開となる。

2　被疑者（被告人）及び被害者の個人情報

犯罪事件等で被疑者（被告人）や被害者の個人情報が広報・報道されている場合の取扱いは、次のとおりとする。

(1)　被疑者（被告人）の個人情報が検挙時に広報されていても、公開決定の時点において氏名、住所等個人を特定する情報（以下「氏名等」という。）が公にされ、又は公にすることが予定されている場合を除き、氏名等を部分的に非公開とし、個人が特定できない形で公開する。

被疑者（被告人）の氏名等が公開決定の時点において公にされ、又は公にすることが予定されている場合とは、次に掲げる場合等が考えられる。この場合については、警察が行った広報の範囲内で被疑者の個人情報を公開する。

ア　警察白書等警察が発行する公刊物等において被疑者の氏名等を記載している場合

イ　被疑者（被告人）の氏名等を冠して事件名が呼称されることが通例である場合

ウ　公開請求から公開決定までの間において、マスコミにおいて頻繁に被疑者（被告人）が特定される内容の報道がされている場合

(2)　被害者の個人情報については、広報・報道されている場合であっても、原則として非公開とする。ただし、次に掲げる場合等個人情報が公にされ、又は公にすることが予定されている場合については、警察が行った広報の範囲内で例外的に公開する。

ア　警察において国民からの情報提供を求めるため被害者の氏名等を含めた事件の

広報を継続している場合

イ　被害者の氏名等を冠して事件名が呼称されることが通例である場合

(3)　上記(1)及び(2)のただし書における個人情報の例外的公開に当たっては、個人の権利利益を不当に侵害することのないよう慎重に判断を行うこととする。

条例第６条第２号（法人等に関する情報）に基づき非公開とする情報の基準

【条例の定め】

> 法人その他の団体（国、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）第２条第１項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）、地方公共団体及び地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第２条第１項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの。ただし、人の生命、身体若しくは健康に危害を及ぼすおそれのある事業活動又は人の財産若しくは生活に重大な影響を及ぼす違法若しくは著しく不当な事業活動に関する情報を除く。

【趣旨】

第２号は、法人等又は事業を営む個人の事業活動上の法律上保護されるべき正当な利益の侵害を防止するために定めたものである。

【条例の解釈】

１　基本的考え方

本文は、法人等又は事業を営む個人は、正当な事業活動を通じて社会全体の利益に寄与しており、このような活動の自由は原則として保障されなければならないことから、法人等又は事業を営む個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる情報が記録されている公文書については、非公開とする趣旨である。

また、ただし書は、本文に該当する情報であっても、事業を営むものの社会的責任という観点から、次に掲げるような情報が記録されている公文書については、公にする公益上の必要性があると認められるため、公開しなければならない（必要的公開をする）という趣旨である。

(1)　人の生命、身体又は健康に危害を及ぼすおそれのある事業活動に関する情報

(2)　人の財産又は生活に重大な影響を及ぼす違法又は著しく不当な事業活動に関する情報

２　法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下「法人等」という。）に関する情報

(1)　法人

「法人」とは、営利法人、公益法人（社会福祉事業法（昭和26年法律第45号）に基づく社会福祉法人、宗教法人法（昭和26年法律第126号）に基づく宗教法人、民法（明治29年法律第89号）第34条に基づく法人等）その他法人格を有するすべての団体をいう。具体的には、株式会社等の商法上の会社、財団法人、社団法人、学校法人、宗教法人等の民間の法人のほか、特殊法人、認可法人、政治団体、外国法人等も含まれる。

(2)　その他の団体

「その他の団体」とは、法人のほか、権利能力なき社団・財団など法人格を有しないが、団体の規約等を有し、代表者又は管理人の定めがあるものをいう。

(3)　事業を営む個人の事業

事業を営む個人の「事業」とは、地方税法（昭和25年法律第226号）第72条第５項から第７項までに掲げる事業のほか、農業、林業、林産業（例えば、しいたけ栽培）などおよそ事業と称することのできるすべてのものをいう。したがって、「事業」の中には、商行為以外の営利行為が含まれるほか、一般的には営利行為とはいえないような社会福祉事業等も含まれる。

(4)　法人その他の団体に関する情報

「法人その他の団体に関する情報」とは、法人等の組織や事業に関する情報のほか、法人等の権利利益に関する情報等法人等と何らかの関連性を有する情報を指す。

なお、法人等の構成員に関する情報は、法人等に関する情報であると同時に、構成員各個人に関する情報でもある。

3　権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるもの

「権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるもの」とは、法人等又は事業を営む個人の事業活動上保護されるべき権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる情報をいい、その内容は次に掲げるとおりである。

(1)　製品の製造プロセス等生産技術上のノウハウ、企業の商品売上額、販売効率、取引先名等の経営上又は取引上の秘密に関する情報であって、公にすることにより法人等又は事業を営む個人の公正な競争上の利益が損なわれると認められるもの

(2)　経営方針、人事、組織、経理等の内部管理に属する情報であって、公にすることにより法人等又は事業を営む個人の公正な事業運営が損なわれると認められるもの

(3)　競争又は内部管理の概念でとらえられない情報であって、公にすることにより法人等又は事業を営む個人の名誉、信用、社会的評価、社会活動の自由等が損なわれると認められるもの

なお、次に掲げる情報は、「権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるもの」には当たらないので、これらの情報が記録されている公文書については、公開しなければならない。

ア　法令又は他の条例の規定により、何人でも閲覧等をすることができるとされている情報（法令又は他の条例に何人でも閲覧等をすることができると規定されて　い

ても、現に閲覧等が制限され、実質的に何人にも閲覧等を認めるという趣旨で　ないものを除く。）

イ　実施機関が公表を目的として作成し、又は取得した情報（公表を前提として提供のあった情報、公表することが了承されている情報及び公表することが慣行となっている情報を含む。）

(4)　「権利」には、財産権だけでなく、信教の自由、集会・結社の自由、学問の自由等非財産的権利も含まれる。

4　おそれ

「おそれがある」とは、法人等の事業活動に何らかの不利益が生ずる可能性があるというだけでは足りず、当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益が具体的に侵害されると認められることをいうものであり、おそれの有無は、当該情報の内容及び性質をはじめとして、当該法人等の事業内容、当該法人等と行政との関係、当該事業活動に対する憲法上の権利（信教の自由、学問の自由等）の保護の必要性等を考慮して総合的に判断されるものである。

5　人の生命、身体若しくは健康に危害を及ぼすおそれのある事業活動

法人等又は事業を営む個人の事業活動により、人の生命、身体又は健康に危害を及ぼし、又は及ぼすおそれがある場合には、当該事業活動が違法又は不当であるか否かを問わず、人の生命等を保護するために公にすることが必要であると認められる情報が記録されている公文書は、公開しなければならないとする趣旨である。

生命、身体等に対する危害の発生を未然に防止し、現に発生している当該危害を排除し、若しくは当該危害の拡大を防止し、又は当該危害の再発を防止するために必要な場合は、本号本文に該当する情報であっても公開しなければならないとするものである。

6　人の財産若しくは生活に重大な影響を及ぼす違法若しくは著しく不当な事業活動に関する情報

法人等又は事業を営む個人の違法又は著しく不当な事業活動により、人の財産又は生活に重大な影響を及ぼし、又は及ぼすおそれがある場合には、人の財産等を保護するために公にすることが必要であると認められる情報が記録されている公文書は、公開しなければならないとする趣旨である。

人の財産等に対する侵害を未然に防止し、現に発生している当該侵害を排除し、若しくは当該侵害の拡大を防止し、又は当該侵害の再発を防止するために必要な場合は、本号本文に該当する情報であっても公開しなければならないとするものである。

7　違法若しくは著しく不当な事業活動

「違法若しくは著しく不当な事業活動」とは、法令等の規定に違反した明らかに違法な事業活動又は法令等の規定に違反していると判断することはできないが、社会通念に照らして著しく妥当性を欠く事業活動をいう。

【運用の基準・具体例】

1　権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるものに該当しない情報

営業活動を行っている法人等については、業者名、代表者名、所在地名、電話番号等

は公開する。また、当該営業活動を行っている法人等の取引金融機関口座、業者印、代表者印、検査印等については、当該法人等がこれらの情報を内部限りにおいて管理して公開すべき相手方を限定する利益を有する情報として管理していると認められない限り、公開する。

2　入札に関する文書

入札に関する文書（競争参加資格審査申請書、総合評価技術審査申請書、添付書類、有資格者名簿等）中、入札予定者又は応札者の経営内容、業務実施能力又は評価結果を記載した部分については、第２号に該当し非公開とする。

また、承認図、取扱説明書等の文書中、落札業者の技術力、保守・保全体制を記載した部分についても、第２号に該当し非公開とする。（なお、重畳的に条例第６条第３号（公共の安全等に関する情報）にも該当する場合があり得る。）

条例第６条第３号（公共の安全等に関する情報）に基づき非公開とする情報の基準

【条例の定め】

公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報

【趣旨】

第３号は、地方公共団体の責務として、社会生活の基盤となる公共の安全と秩序を維持し、県民全体の利益を擁護するという観点から、公文書の公開による犯罪の誘発その他の社会的障害の発生を防止するために定めたものである。

【条例の解釈】

1　基本的考え方

第３号は、犯罪の予防、捜査等に代表されるいわゆる司法警察に関する情報のうち、当該情報の性質上、公にすることにより、犯罪の予防・捜査等に支障を及ぼすようなおそれがあると実施機関が認めることにつき相当な理由がある情報が記録されている公文書については、非公開とする趣旨である。

なお、風俗営業等の許認可、感染症予防、食品・環境・薬事等の衛生監視、建築規制、災害警備等いわゆる行政警察に関する情報については、条例第６条第６号の事務又は事業に関する情報により判断するものとする。

2　犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行

「犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行」は、「公共の安全と秩序の維持」の例示である。

○　「犯罪の予防」とは、犯罪の発生を未然に防止することをいう。なお、国民の防犯意識の啓発、防犯資機材の普及等、一般に公にしても犯罪を誘発し、又は犯罪の

実行を容易にするおそれがない防犯活動に関する情報については、第３号に該当しない。

○　「犯罪の鎮圧」とは、犯罪が正に発生しようとするのを未然に防止したり、犯罪が発生した後において、その拡大を防止し、若しくは終息させることをいう。

○　「犯罪の捜査」とは、捜査機関が犯罪があると思料するときに、公訴の提起などのために犯人及び証拠を発見・収集・保全することをいう。

○　「公訴の維持」とは、検察官が裁判所に対し、特定の刑事事件について審判を求める意思表示をすることを内容とする訴訟行為を公訴の提起というが、この提起された公訴の目的を達成するため、終局判決を得るまでに検察官が行う公判廷における主張・立証、公判準備などの活動を指す。

○　「刑の執行」とは、犯罪に対して科される制裁を刑といい、刑法第二章に規定された死刑、懲役、禁錮、罰金、拘留、科料、没収、追徴及び労役場留置の刑又は処分を具体的に実施することをいう。保護観察、勾留の執行、保護処分の執行、観護措置の執行、補導処分の執行、監置の執行についても、刑の執行に密接に関連するものでもあることから、公にすることにより保護観察等に支障を及ぼし、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある情報は、第３号に該当する。

3　公共の安全と秩序の維持

ここでいう「公共の安全と秩序の維持」とは、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持及び刑の執行に代表される刑事法の執行を中心としたものを意味する。

刑事訴訟法以外の特別法により、臨検・捜索・差押え、告発等が規定され、犯罪の予防・捜査とも関連し、刑事司法手続に準ずるものと考えられる犯則事件の調査、独占禁止法違反の調査等や、犯罪の予防・捜査に密接に関連する破壊的団体（無差別大量殺人行為を行った団体を含む。）の規制、暴力団員による不当な行為の防止、ストーカー行為等の規制等に関する法律に基づくつきまとい等の規制、強制退去手続に関する情報であって、公にすることにより、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるものは、第３号に含まれる。

また、公にすることにより、テロ等の人の生命、身体、財産等への不法な侵害や、特定の建造物又はシステムへの不法な侵入・破壊を招くおそれがあるなど、犯罪を誘発し、又は犯罪の実行を容易にするおそれがある情報や被疑者・被告人の留置・勾留に関する施設保安に支障を生ずるおそれのある情報も、第３号に含まれる。

一方、風俗営業等の許認可、交通の規制、運転免許証の交付、伝染病予防、食品、環境、薬事等の衛生監視、建築規制、災害警備等の、一般に公にしても犯罪の予防、鎮圧等に支障が生じるおそれのない行政警察活動に関する情報については、第３号ではなく、第６号の事務又は事業に関する非公開情報の規定により公開・非公開が判断されることになる。

4　・・・おそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報

公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧、捜査等の公共の安全と秩序の維持に支障

を及ぼすおそれがある情報については、その性質上、公開・非公開の判断に犯罪等に関する将来予測としての専門的・技術的判断を要することなどの特殊性が認められることから、司法審査の場においては、裁判所が、第３号に規定する情報に該当するかどうかについての行政機関の長の第一次的な判断を尊重し、その判断が合理性を持つ判断として許容される限度内のものであるか（「相当の理由」があるか）否かについて審理・判断するのが適当であり、このような規定振りとしているものである。

ただし、当該判断については、実施機関の裁量を無制限に認めるものではなく、合理性を持つものとして許容される限度内のものでなければならない。

【運用の基準・具体例】

1　公安委員会及び警察本部長の保有する情報の中で第３号に該当すると思われる代表的な類型

(1)　現に捜査（暴力団員による不当な行為の防止等犯罪の予防・捜査に密接に関連する活動を含む。）中の事件に関する情報で、公にすることにより当該捜査に支障を及ぼすおそれがあるもの

(2)　公共の安全と秩序を侵害する行為を行うおそれがある団体等に対する情報収集活動に関する情報で公にすることにより当該活動に支障を生じるおそれがあるもの

(3)　公にすることにより、犯罪の被害者、捜査の参考人又は情報提供者等が特定され、その結果これらの人々の生命、身体、財産等に不法な侵害が加えられるおそれがあるもの

(4)　捜査の手法、技術、体制、方針等に関する情報で、公にすることにより将来の捜査に支障を生じ、又は、将来の犯行を容易にするおそれがあるもの

(5)　犯罪の予防、鎮圧に関する手法、技術、体制、方針等に関する情報で、公にすることにより将来の犯行を容易にし、又は、犯罪の鎮圧を困難ならしめるおそれがあるもの

(6)　犯罪行為の手口、技術等に関する情報であって、公にすることにより当該手口、技術等を模倣するなど将来の犯罪を誘発し、又は犯罪の実行を容易にするおそれがあるもの

(7)　犯罪行為の対象となるおそれのある人、施設、システム等の行動予定、所在地、警備・保安体制、構造等に関する情報であって、公にすることにより当該人、施設、システム等に対する犯罪行為を誘発し、又は犯罪の実行を容易にするおそれがあるもの

(8)　被疑者・被告人の留置・勾留に関する情報であって、公にすることにより被留置者の逃亡等留置・勾留業務に支障を及ぼすおそれがあるもの

2　行政法規違反の捜査等に関する情報

風俗営業等の許認可、交通の規制、運転免許証の交付等の、一般に公にしても犯罪の予防、鎮圧等に支障が生じるおそれのない行政活動に係る情報は、上記３のとおり第３号の対象にならないが、これらの行政法規に係る業務に関する情報がおよそ第３号の対象から除外されるものではなく、風俗営業法違反事件や道路交通法違反事件等の行政法規違反の犯罪捜査に支障を及ぼすおそれがある情報や、これらの犯罪を容易にするおそ

れがある情報であれば、第３号に該当し非公開とする。

3　警備実施等に関する情報

警衛若しくは警護又は治安警備（災害警備及び雑踏警備を除く警備実施をいう。）（以下「警備実施等」という。）については、従事する警察職員の数及び配置、通信に関する情報、警備実施等のために態勢を構築した時期及びその期間に関する情報は、これを公にすることにより、警察の対処能力が明らかになり、要人に対してテロ行為を敢行しようとする勢力等がこれに応じた措置をとるなどにより警備実施等に支障を及ぼすおそれがあることから、第３号に該当し非公開とする。

これらの情報で、当該警備実施等の終了後であっても、テロ行為を敢行しようとする勢力等が過去の実例等を研究、分析することにより、将来におけるテロ等の犯罪行為が容易となり、将来の警備実施等業務に支障を及ぼすおそれがある場合には、非公開とする。

なお、サミット警備に従事する延べ人数等警察庁又は都道府県警察において広報された情報は、公開する。

条例第６条第４号（法令秘等に関する情報）に基づき非公開とする情報の基準

【条例の定め】

> 法令若しくは条例の規定により、又は法律若しくはこれに基づく政令による明示の指示（地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条第１号への指示その他これに類する行為をいう。）により、公にすることができない情報

【趣旨】

第４号は、法令や法定受託事務に係る指示等に基づく非公開情報とこの条例との関係を明らかにするために定めたものである。

【条例の解釈】

1　基本的考え方

本号は、次の情報が記録されている公文書については、この条例においても非公開とする趣旨である。

(1)　法令又は条例の規定により公にすることができないとされている情報

(2)　法律又はこれに基づく政令による明示の指示により公にすることができないとされている情報

2　法令

「法令」とは、法律及び政令、省令その他の命令（国の行政機関によって制定されるもの）をいう。

3　法律若しくはこれに基づく政令による明示の指示

「法律若しくはこれに基づく政令による明示の指示」とは、法定受託事務又は自治事務に係る情報に対する国からの関与（非公開の指示）であって、当該指示が法律又は法

律に基づく政令に根拠を有するもので、公にしてはならない情報を個別、具体的に明らかにしているものをいう。

条例第６条第５号（審議、検討又は協議に関する情報）に基づき非公開とする情報の基準

【条例の定め】

県の機関並びに国、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に県民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

【趣旨】

第５号は、県の機関、国、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における自由な意見交換や公正な意思形成が妨げられたりすることなく、適正な意思形成を確保するために定めたものである。

【条例の解釈】

１　基本的考え方

第５号は、県の機関、国、独立行政法人等、県以外の地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報のうち、当該情報を公にすることの公益上の必要性を考慮してもなお、公正な意思形成が損なわれたり、当該意思形成に係る情報が公開されることによる支障が生ずるおそれがある情報が記録されている公文書については、非公開とする趣旨である。

２　県の機関並びに国及び他の地方公共団体の内部又は相互間

「県の機関並びに国及び他の地方公共団体の内部又は相互間」とは、次に掲げるものをいう。

(1)　県の機関の内部
(2)　国又は他の地方公共団体の内部
(3)　県の機関の相互間
(4)　県の機関と国又は他の地方公共団体の相互間
(5)　国又は他の地方公共団体の相互間

３　審議、検討又は協議に関する情報

県の機関、国の機関（国会、内閣、裁判所及び会計検査院（これらに属する機関を含む。）を指す。）、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人の事務及び事業について意思決定が行われる場合に、その決定に至るまでの過程においては、例えば、具体的な意思決定の前段階としての政策等の選択肢に関する自由討議のようなも

のから、一定の責任者の段階での意思統一を図るための協議や打合せ、決裁を前提とした説明や検討、審議会等又は行政機関が開催する有識者、関係法人等を交えた研究会等における審議や検討など、様々な審議、検討及び協議が行われており、これら各段階において行われる審議、検討又は協議に関連して作成し、又は取得した情報をいう。

4　率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ

公にすることにより、外部からの圧力や干渉等の影響を受けることなどにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合を想定したもので、適正な意思決定手続の確保を保護利益とするものである。

例えば、審議、検討等の場における発言内容が公になると、発言者やその家族に対して危害が及ぶおそれがある場合には、第３号等の他の非公開情報に該当する可能性もあるが、「率直な意見の交換が不当に損なわれるおそれ」が生じたり、また、実施機関内部の政策の検討がまだ十分でない情報が公になり、外部からの圧力により当該政策に不当な影響を受けるおそれがあり、「意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ」が生じたりすることのないようにする趣旨である。

5　不当に県民の間に混乱を生じさせるおそれ

未成熟な情報や事実関係の確認が不十分な情報などを公にすることにより、県民の誤解や憶測を招き、不当に県民の間に混乱を生じさせるおそれがある場合をいう。

適正な意思決定を行うことそのものを保護するのではなく、情報が公にされることによる県民への不当な影響が生じないようにする趣旨である。

例えば、特定の物資が将来不足することが見込まれることから、県として取引の規制が検討されている段階で、その検討情報を公にすれば、買い占め、売り惜しみ等が起こるおそれがある場合に、「県民の間に不当な混乱」を生じさせたりすることのないようにする趣旨である。

6　特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれ

尚早な時期に情報や事実関係の確認が不十分な情報などを公にすることにより、投機を助長するなどして、特定の者に不当に利益を与え又は不利益を及ぼす場合を想定したもので、５と同様に、事務及び事業の公正な遂行を図るとともに、県民への不当な影響が生じないようにする趣旨である。

例えば、施設等の建設計画の検討状況に関する情報が公開されたために、土地の買い占めが行われて土地が高騰し、公開を受けた者等が不当な利益を得たり、違法行為の事実関係についての調査中の情報が公開されたために、結果的に違法・不当な行為を行っていなかった者が不利益を被ったりしないようにする趣旨である。

7　不当に

審議、検討又は協議に関する情報の性質に照らして、検討段階の情報を公にすることによる利益と支障とを比較衡量し、公にすることの公益性を考慮してもなお、その支障が看過し得ない程度のものである場合をいう。

8　意思決定後の取扱い等

審議、検討等に関する情報については、実施機関としての意思決定が行われた後は、一般的には、当該意思決定そのものに影響が及ぶことはなくなることから、第５号の非公開情報に該当する場合は少なくなるものと考えられるが、当該意思決定が政策決定の一部の構成要素であったり、当該意思決定を前提として次の意思決定が行われる等審議、検討等の過程が重層的、連続的な場合には、当該意思決定後であっても、政策全体の意思決定又は次の意思決定に関して第５号に該当するかどうかの検討が行われるものであることに注意が必要である。

また、当該審議、検討等に関する情報が公になると、審議、検討等が終了し意思決定が行われた後であっても、県民の間に混乱を生じさせたり、将来予定されている同種の審議、検討等に係る意思決定に不当な影響を与えるおそれがある場合等があれば、第５号に該当し得る。

なお、審議、検討等に関する情報の中に、調査データ等で特定の事実を記録した情報があった場合、例えば、当該情報が専門的な検討を経た調査データ等の客観的、科学的事実やこれに基づく分析等を記録したものであれば、一般的に第５号に該当する可能性が低いものと考えられる。

条例第６条第６号（事務又は事業に関する情報）に基づき非公開とする情報の基準

【条例の定め】

県の機関若しくは国若しくは他の地方公共団体が行う事務若しくは事業に関する情報であって、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務若しくは事業の性質上、当該事務若しくは事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの又は警察官その他の公務員（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第２条第１項に規定する国家公務員及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）第２条に規定する地方公務員をいう。）（以下「警察官等」という。）の従事する事務若しくは事業の遂行に係る情報に含まれる警察官等の氏名であって、公にすることにより、当該警察官等の従事する事務若しくは事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものとして実施機関の規則（実施機関が警察本部長である場合にあっては、公安委員会規則）で定めるもの

ア　監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ

イ　契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、国又は地方公共団体の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ

ウ　調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ

エ　人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ

オ　国又は地方公共団体が経営する企業に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

【趣旨】

第６号は、国、県の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業の適正な遂行を確保するために定めたものである。

【条例の解釈】

1　基本的考え方

第６号は、県の機関、国の機関、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業は、公共の利益のために行われるものであり、公にすることによりその適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報については、非公開とする合理的な理由があることから、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれのある情報又は警察官等の氏名であって、実施機関の規則（警察にあっては公安委員会規則）で定めるものが記録されている公文書については、非公開とする趣旨である。

2　県の機関又は国若しくは他の地方公共団体が行う事務又は事業

県の機関、国の機関、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業は広範かつ多種多様であり、公にすることによりその適正な遂行に支障を及ぼすおそれのある事務又は事業の情報を事項的にすべて列挙することは技術的に困難であり、実益も乏しい。そのため、各機関共通的に見られる事務又は事業に関する情報であって、公にすることによりその適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報を含むことが容易に想定されるものを「次に掲げるおそれ」としてアからオまで例示的に掲げた上で、これらのおそれ以外については、「その他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」として包括的に規定したものである。

3　次に掲げるおそれ

「次に掲げるおそれ」としてアからオまでに掲げたものは、各機関共通的に見られる事務又は事業に関する情報であって、その性質上、公にすることにより、その適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると考えられる典型的な支障を挙げたものである。　これらの事務又は事業の外にも、同種のものが反復されるような性質の事務又は事業であって、ある個別の事務又は事業に関する情報を公開すると、将来の同種の事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの等、「その他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」があり得る。

4　当該事務又は事業の性質上

当該事務又は事業の本質的な性格、具体的には、当該事務又は事業の目的、その目的達成のための手法等に照らして、その適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるかどう

かを判断する趣旨である。

5　適正な遂行に支障を及ぼすおそれ

本規定は、実施機関に広範な裁量権限を与える趣旨ではなく、各規定の要件の該当性を客観的に判断する必要があり、また、事務又は事業がその根拠となる規定・趣旨に照らし、公益的な公開の必要性等の種々の利益を衡量した上での「適正な遂行」と言えるものであることが求められる。

「支障」の程度は名目的なものでは足りず実質的なものが要求され、「おそれ」の程度も単なる確率的な可能性ではなく、法的保護に値する蓋然性が要求される。

6　監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ

(1)　「監査」「検査」「取締り」「試験」「租税の賦課若しくは徴収」

○　「監査」とは、主として監察的見地から、事務又は事業の執行又は財産の状況の正否を調べることをいう。

○　「検査」とは、法令の執行確保、会計経理の適正確保、物資の規格、等級の証明等のために帳簿書類その他の物件等を調べることをいう。

○　「取締り」とは、行政上の目的による一定の行為の禁止、又は制限について適法、適正な状態を確保することをいう。

○　「試験」とは、人の知識、能力等又は物の性能等を試すことをいう。

○　「租税」には、国税、地方税がある。「賦課」とは、国又は地方公共団体が、公租公課を特定の人に割り当てて負担させることをいい、「徴収」とは、国又は地方公共団体が、租税その他の収入金を取ることをいう。

(2)　正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ

上記の監査等は、いずれも事実を正確に把握し、その事実に基づいて評価、判断を加えて、一定の決定を伴うことがある事務である。

これらの事務に関する情報の中には、例えば、監査等の対象、実施時期、調査事項等の詳細な情報や、試験問題等のように、事前に公にすれば、適正かつ公正な評価や判断の前提となる事実の把握が困難となったり、行政客体における法令違反行為又は法令違反に至らないまでも妥当性を欠く行為を助長したり、巧妙に行うことにより隠蔽をするなどのおそれがあるものがあり、このような情報については、非公開とするものである。また、事後であっても、例えば、違反事例等の詳細についてこれを公にすると他の行政客体に法規制を免れる方法を示唆するようなものは該当し得ると考えられる。

7　契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、国、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ

(1)　「契約、交渉又は争訟」

○ 「契約」とは、相手方との意思表示の合致により法律行為を成立させることをいう。

○ 「交渉」とは、当事者が、対等の立場において相互の利害関係事項に関し一定の結論を得るために協議、調整などの折衝を行うことをいう。

○ 「争訟」とは、訴えを起こして争うことをいう。訴訟、行政不服審査法に基づく不服申立てその他の法令に基づく不服申立てがある。

(2) 「国、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ」

県の機関、国の機関、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人が一方の当事者となる上記の契約等においては、自己の意思により又は訴訟手続上、相手方と対等な立場で遂行する必要があり、当事者としての利益を保護する必要がある。

これらの契約等に関する情報の中には、例えば、入札予定価格等を公にすることにより公正な競争により形成されるべき適正な額での契約が困難になり財産上の利益が損なわれたり、交渉や争訟等の対処方針等を公にすることにより、当事者として認められるべき地位を不当に害するおそれがあるものがあり、このような情報については、非公開とするものである。

8 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ

県の機関又は地方公共団体が行う調査研究（ある事柄を調べ、真理を探究すること）の成果については、社会、県民等にあまねく還元することが原則であるが、成果を上げるためには、従事する職員が、その発想、創意工夫等を最大限に発揮できるようにすることも重要である。

調査研究に係る事務に関する情報の中には、例えば、

① 知的所有権に関する情報、調査研究の途中段階の情報などで、一定の期日以前に公にすることにより成果を適正に広く県民に提供する目的を損ね、特定の者に不当な利益や不利益を及ぼすおそれがあるもの

② 試行錯誤の段階のものについて、公にすることにより、自由な発想、創意工夫や研究意欲が不当に妨げられ、減退するなど、能率的な遂行を不当に阻害するおそれ

がある場合があり、このような情報を非公開とするものである。

9 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ

県の機関、国の機関、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人が行う人事管理（職員の任免、懲戒、給与、入校、講習その他職員の身分や能力等の管理に関すること）に係る事務については、当該機関の組織としての維持の観点から行われる一定の範囲で当該組織の独自性を有するものである。

人事管理に係る事務に関する情報の中には、例えば、勤務評価や、人事異動、昇格等の人事構想等を公にすることにより、公正かつ円滑な人事の確保が困難になるおそ

れがあるものがあり、このような情報を非公開とするものである。

10　国若しくは地方公共団体が経営する企業、独立行政法人等又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

国若しくは地方公共団体が経営する企業（国営企業及び特定独立行政法人の労働関係に関する法律第２条第１号の適用を受ける企業をいう。）、独立行政法人等又は地方独立行政法人に係る事業については、企業経営という事業の性質上、第２号の法人等に関する情報と同様な考え方で、その正当な利益を保護する必要があり、これを害するおそれがあるものを非公開とするものである。ただし、正当な利益の内容については、経営主体、事業の性格、内容等に応じて判断する必要があり、その公開の範囲は第２号の法人等とでは当然異なり、国若しくは地方公共団体が経営する企業、独立行政法人等又は地方独立行政法人に係る事業に関する情報の非公開の範囲は、より狭いものとなる場合があり得る。

11　当該警察官等の従事する事務若しくは事業

警察法第34条第１項及び第55条第１項に規定する職員の「従事する事務又は事業」については、同法第２条第１項の警察の責務として掲げられている内容ごとにその支障の有無を判断するのではなく、全体を一括して判断するものとする。

12　警察職員の氏名の非公開

警察は、凶悪で非合法活動を組織的に行っている組織等を対象として公共の安全と秩序を維持する活動を行っており、担当者の氏名が公開されれば、そのことが直接に警察業務遂行に支障を及ぼし、さらに、捜査員個人あるいは捜査員の家族に危害が及び、ひいては警察業務遂行に支障が生ずることとなる。

加えて、警察に反感を抱くものにとっては、警察組織構成員であることのみで攻撃の対象となることは、極左暴力集団からの各種押収資料などからも明らかである。

さらに、警察においては、管理業務に従事していた者の捜査部門への異動や、その逆の異動も頻繁に行われていることから、勤務部署により氏名が公表されることになると、前勤務場所の関係者の逆恨みによる攻撃を受けるなどの危険が生じるおそれがあることなどから、適正で的確な警察業務を遂行するために警察職員の氏名を非公開とするものである。

13　警部補及び同相当職以下の職員の氏名を非公開とする理由

非公開とする警察職員の氏名については、管理者的立場にあり、職務遂行の責任上あるいは職務遂行の必要上、自ら氏名を公表して職務に従事することの多い警部及び同相当職以上の警察職員を外し、現場における活動の中核として職務を遂行することの多い「警部補及び同相当職以下の職員」の氏名を非公開とするものである。

【運用の基準・具体例】

第６号に該当する代表的な情報の例は、上記６から10に記載されているとおりであるが、公安委員会及び警察本部長において特記すべきものとしては、次のものがある。

検定の実施基準

警備業法の規定に基づく警備員等の検定や銃砲刀剣類所持等取締法の規定に基づく技能検定等の実施基準のうち、採点の基準及びその内容に関する情報であって、公にすることにより検定事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものは、第６号に該当し非公開とする。

第３　部分公開（第７条）

【条例の定め】

> 実施機関は、公開請求に係る公文書の一部に非公開情報が記録されている場合において、当該非公開情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができるときは、請求者に対し、当該部分を除いた部分について当該公文書を公開しなければならない。ただし、当該部分を除いた部分に有意の情報が記録されていないと認められるときは、この限りでない。

【趣旨】

第７条は、公開請求に係る公文書の一部に非公開情報が含まれている場合、当該公文書の全部を非公開とするのではなく、非公開情報とその他の情報とを区別することができるときは、後者については公開しなければならないことを定めたものである。

【条例の解釈】

１　公開請求に係る公文書の一部に非公開情報が記録されている場合

一件の公文書に複数の情報が記録されている場合に、各情報ごとに、条例第６条各号に規定する非公開情報に該当するかどうかを審査した結果、非公開情報に該当する情報がある場合を意味する。

公開請求は、公文書単位に行われるものであるため、条例第６条では公文書に全く非公開情報が記録されていない場合の公開義務を定めているが、本項の規定により、実施機関は、公開請求に係る公文書に非公開情報が記録されている場合に、部分的に公開できるか否かの判断を行わなければならないことになる。

２　容易に区分して除くことができるとき

「容易に区分して除くことができる」とは、過度の費用、時間等を要さずに非公開情報とその他の情報を分離できることをいう。

また、電磁的記録の場合、非公開情報とその他の情報の区分自体は容易であっても、両者を分離して非公開情報だけを除くことが技術的に困難な場合があり得ることから、そのような場合には、部分公開の義務がないという趣旨である。

３　有意の情報が記録されていないと認められるときは、この限りではない

「有意の情報が記録されていないと認められるとき」とは、非公開情報を除いた残りの部分に記載されている情報の内容が、それ自体としては無意味な文字、数字のみとなる場合等をいう。ただし、何が「有意な情報」かについては、実施機関と請求者との

見解が異なる場合もあり得ることから、「有意な情報」ではないと明確に判断できる場合以外は、部分公開を行う運用が望ましい。

第４　公文書の存否に関する情報についての基準（第９条）

【条例の定め】

> 公開請求に対し、当該公開請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで、非公開情報を公開することとなるときは、実施機関は、当該公文書の存否を明らかにしないで、当該公開請求を拒否することができる。

【趣旨】

第９条は、公開請求に対して、例外的に公文書の存否を明確にしないで公開請求を拒否することができる場合があることを明らかにしたものである。

【条例の解釈】

１　基本的考え方

実施機関は、公開請求に係る公文書が存在していれば、公開決定又は非公開決定を行い、存在していなければ非公開決定を行うことになる（第10条参照）。

したがって、公文書の不存在を理由とする非公開決定の場合以外の決定では、原則として公文書の存在が前提となっている。

しかしながら、公開請求に係る公文書の存否を明らかにするだけで、条例第６条各号の非公開情報を公開することとなる場合があり、この場合には、公文書の存否を明らかにしないで公開請求を拒否できること（存否応答拒否）とするものである。

２　当該公開請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで、非公開情報を公開することとなるとき

公開請求に係る公文書が具体的にあるかないかにかかわらず、公開請求された公文書の存否について回答すれば、非公開情報を公開することとなる場合をいう。公開請求に含まれる情報と非公開情報該当性とが結合することにより、当該公文書の存否を回答できない場合もある。例えば、特定の個人の名を挙げて、その病歴情報が記録された文書の公開請求があった場合、当該公文書に記録されている情報は非公開情報に該当するので、非公開であると答えるだけで、当該個人の病歴の存在が明らかになってしまう。このような特定の者又は特定の事項を名指しした探索的請求は、条例第６条各号の非公開情報の類型すべてについて生じ得ると考えられる。

具体的には、次のような例が考えられる。

①　特定の個人の前科、前歴に関する情報（第１号）
②　特定の個人の病歴に関する情報（第１号）
③　先端技術に関する特定企業の設備投資計画に関する情報（第２号）
④　犯罪の内偵捜査に関する情報（第３号）

⑤　公にされていない捜査手法や装備資機材に関する情報であって、その存在が公にされると犯罪者が対抗手段を取り、犯罪の予防又は捜査に支障が生じるおそれがある場合（第３号）

⑥　買い占めを招くなど国民生活に重大な影響を及ぼすおそれのある特定の物質に関する政策決定の検討状況の情報（第５号）

⑦　特定分野に限定しての試験問題の出題予定に関する情報（第６号）

３　当該行政文書の存否を明らかにしないで、当該公開請求を拒否することができる

公文書の存否を明らかにしないで、公開請求を拒否する決定も、申請に対する処分であることから、行政手続法第８条に基づき、処分の理由を示す必要がある。提示すべき理由の程度としては、公開請求者が拒否の理由を明確に認識し得るものであることが必要であると考えられる。また、個別具体的な理由提示の程度については、当該情報の性質、内容、公開請求書の記載内容等を踏まえ、請求のあった公文書の存否を答えることにより、どのような非公開情報を公開することになるかをできる限り具体的に提示することになる。

また、存否を明らかにしないで拒否することが必要な類型の情報については、常に存否を明らかにしないで拒否することが必要であり、例えば、公文書が存在しない場合に不存在と答えて、公文書が存在する場合にのみ存否を明らかにしないで拒否したのでは、公開請求者に当該公文書の存在を類推させることになる。

第５　代表的な文書類型ごとの基準

１　公安委員会会議録

公安委員会会議録は、原則として公開するが、記載内容中に条例第６条各号に掲げる非公開情報がある場合は、当該情報は非公開とする。

非公開となる情報として、次のような例が考えられる。

(1)　捜査中の事件に関する情報等公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査等の警察活動に支障を生じるおそれがある情報（条例第６条第３号）

(2)　特定の犯罪組織に対する取締りの方針等、公にすることにより発言した委員長又は委員の生命、身体、財産等に不法な侵害が加えられるおそれがある情報（条例第６条第３号）

(3)　委員長又は委員の発言内容や氏名を公にすることにより、外部からの圧力等により今後の公安委員会における率直な意見の交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、当該発言内容又は氏名（条例第６条第５号又は第６号）

２　会計支出文書

(1)　共通事項

ア　警察職員の氏名等

会計支出文書における警察職員の氏名等の取扱いは、この執務資料第２の条例第６条第６号事務又は事業に関する情報に基づき非公開とする情報の基準による

ほか、次による。

○　職員の住所、金融機関口座等特定の個人を識別でき、一般に人に知られたくないと認められる情報は、非公開とする。

イ　警察との取引業者に係る情報

会計支出文書における警察との取引業者に係る情報の取扱いは、この執務資料第２の条例第６条第２号法人等に関する情報に基づき非公開とする情報の基準によるほか、取引業者を特定する情報であって、公にすることにより、犯罪捜査等の警察活動に支障を及ぼすおそれがあると認められるものや、当該業者又は業者の施設に対し危害や妨害活動が加えられるおそれがあると認められるものについては、条例第６条第３号（公共の安全等に関する情報）に該当し、非公開とする。このような取引業者の例として、次のものが挙げられる。

○　警察庁舎に出入りする取引業者であって秘密保持、庁舎の安全確保等の観点から業者名を公にすることができないと認められるもの（施設の維持管理等の委託業者等）

○　特殊な装備の納入業者

○　捜査支援システムの開発・器材を発注している業者

(2)　旅費

旅費の支出に関する会計文書については、個別の犯罪捜査等の活動に支障を及ぼすおそれ（条例第６条第３号）がないと認められるものは、公開する。ただし、条例第６条第１号（個人に関する情報）及び同条第２号（法人等に関する情報）に該当する情報並びに同条第６号（事務又は事業に関する情報）に基づき規定された警察職員の氏名を除く。

なお、旅費の公開・非公開を検討するに際しては、一律に決するのではなく、個々の旅行の目的・実態等に照らし、公にすることにより個別の犯罪捜査等の活動に支障を及ぼすおそれがあるか否かによって判断しなければならない。

(3)　捜査費

ア　個別の執行に係るもの

県警察における捜査費の個別の執行に係るものは、情報提供者等の捜査協力者が特定されて危害が加えられたり、今後の協力が得られなくなるおそれがあることから、原則としてすべて非公開（県警察職員氏名、支払相手方、支払年月日、支払事由、支払金額等）とする。

イ　捜査費支出額に係るもの

(ｱ)　県警全体の捜査費支出額の総額（年度別）については、公開する。

(ｲ)　所属別捜査費支出額（年度別）については、原則公開する。

(4)　会議費

ア　会議費の支出に関する文書については、個人に関する情報（県警察職員氏名、懇談会の相手方等）を除いて、原則として公開する。

定期的な全県下的会議開催に伴う会議費の執行に関する文書については、原則として公開する。

イ　アの例外として、捜査会議等警察活動に関する情報交換のための会議開催に伴う会議費の執行に関する文書であって、公にすることにより警察活動の動向が判明し、犯罪捜査等の個別の警察活動に支障を及ぼすおそれがあると認められる部分があるときは、その部分を非公開とする。

非公開とする部分は、主として会議の件名、出席者等の会議の内容が推知されるおそれのある情報であるが、会議の開催場所についても、当該場所の近辺での犯罪の捜査等を予定し、その打合せのために開催した会議等に係るものについては、犯罪の捜査等に支障を及ぼすおそれがあることから、非公開とする場合がある。

(5)　職員宿舎の所在地に関する情報

職員宿舎の所在地に関する情報については、公にすることにより、当該宿舎に対する不法行為がなされ、又は、当該宿舎に居住する職員等に危害が加えられるおそれがあることから、条例第６条第３号（公共の安全等に関する情報）に該当し、非公開とする。ただし、市区町名までは公開する。

3　警察組織の職員数に関する情報を記載した文書

県警察の職員数に関する情報のうち県警察の各部別の定員、所属別の配置基準人員に係る情報は、公開する。ただし、公にすることにより、極左暴力集団等犯罪を敢行しようとする勢力に関する情報の収集又はテロ行為等の人の生命、身体、財産等への不法な侵害への対処についての警察の能力が明らかになり、犯罪を企図する者が、これらの能力の不備な部分を突くなどの対抗措置を講じることにより、その犯罪の実行を容易にするおそれがあるものについては、非公開とする。

4　他府県警察から取得した犯罪等の事件に関する通報書（いわゆる事件通報）

(1)　内偵捜査（秘密裡に実施している捜査をいう。）中の事件に関する通報書

個別事件に対して内偵捜査を行っている事実自体が公にされると、以後の捜査に支障を生じることから、内偵捜査中の事件に関する通報書は、その件名も含め、原則として非公開とする。

なお、公開請求の態様によっては、公文書の存否に関する情報となる（第４参照）。

(2)　内偵捜査中の事件以外の事件に関する報告書

ア　個人情報について

この執務資料第２の条例第６条第１号個人に関する情報及び第３号公共の安全等に関する情報に基づき非公開とする情報の基準に従って対応する。

イ　個人情報以外について

今後の犯罪捜査に支障を生じるおそれがある場合等、条例第６条各号の非公開事由に該当するか否かを個別に判断する。

非公開事由のうち、条例第６条第３号（公共の安全等に関する情報）に該当する例として考えられるものに次のものがある。

(ｱ)　犯行の内容のうち、いまだ社会一般に知られていない特異な犯罪手口等、公にすることにより同種事案を誘発又は助長するおそれがある情報

(ｲ)　公にすることにより公判の維持に支障を及ぼすおそれがある事実関係

(ｳ)　捜査手法に関する情報であって、公にすると警察が行う捜査の手の内を知られ、犯罪者に対抗措置をとられるおそれがあるもの

(ｴ)　具体的な事件（現に捜査を継続している事件に限る。）の捜査の方針、体制（具体的な任務ごとの班編制・人数・捜査活動現場における配置箇所等をいう。）に係る情報であって、公にすると被疑者に警察の動きを察知され、逃走・証拠隠滅のおそれがあるもの、又は、捜査の方針、体制に係る情報であってそのパターンを把握されることにより、将来の同種事案の捜査について犯罪者があらかじめ対抗措置をとるおそれがあるもの

なお、警察が広報を行った情報は、広報を実施した時点において、これらの非公開事由に係る捜査等の支障のおそれが相対的に低いと判断されたものであり、また、公開請求の時点においても公知の事実となっている可能性があるなど、公開・非公開の判断に影響を与える要素の一つである。

5　情報通信システムに関する情報を記載した文書

○ 情報セキュリティ対策に関する情報

情報通信システムのウイルス対策装置、暗号化装置、侵入検知装置等、情報セキュリティ対策の内容が特定できる情報については、公にすることにより、当該システムの防御能力等が判明し、犯罪行為を誘発し、又は犯罪の実行を容易にするおそれがあることから、条例第６条第３号（公共の安全等に関する情報）に該当し、非公開とする。（なお、重畳的に条例第６条第６号（事務又は事業に関する情報）にも該当する場合があり得る。）

6　「訴訟に関する書類」について

(1)　基本的考え方

捜査の過程で作成される捜査報告書、供述録取書等の捜査書類については、情報公開法と同時に成立した「行政機関の保有する情報の公開に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」第７条により、刑事訴訟法第５３条の２が新設され、「訴訟に関する書類及び押収物については、」情報公開法の規定は適用されないこととされている。この趣旨は、刑事訴訟に関する文書については、文書の公開・非公開の取扱いが当該制度内で体系的に整備されていることから、刑事訴訟法の制度にゆだねることとしたものと解されることから、条例においても同様に、第３７条（適用除外）において、訴訟に関する書類及び押収物については条例の規定は適用されないことと規定している。

条例の適用除外とされる「訴訟に関する書類」とは、刑事訴訟法第４７条の「訴訟に関する書類」と同一であり、一般に、被疑事件又は被告事件に関して作成された書類であると解されている。手続関係書類であると証拠書類であるとを問わないし、意

思表示的文書と報告的文書いずれも含まれる。また、裁判所（裁判官）の保管している書類に限らず、検察官、司法警察員、弁護人その他の第三者の保管しているものも含まれる（立花書房「注釈刑事訴訟法〔新版〕第一巻」、青林書院「大コンメンタール刑事訴訟法第一巻」）。

(2) 送致・送付前の訴訟に関する書類

いまだ送致・送付を行っていない書類についても、いずれは送致され、刑事訴訟法や刑事確定訴訟記録法の制度内で公開・非公開の取扱いがなされる機会があり得るため、条例の適用除外となる。

(3) 訴訟に関する書類の写し

訴訟に関する書類の写しについては、実質的に原本と同様のものであり、刑事訴訟法等の制度内における公開・非公開の判断、公開手続等に服させることが妥当であることから、情報公開条例の適用除外となる。

(4) 行政文書に添付された訴訟に関する書類の写し

訴訟に関する書類の写しが、行政文書に添付されている場合であっても、実質的に当該訴訟に関する書類の写しは、その原本と何ら変わらぬ形式、体裁を保っていることから、当該行政文書と一体のものとはみなされず、情報公開条例の適用除外となる。ただし、訴訟に関する書類の写しが加工されるなどした結果、原本の形式、体裁を失った状態で添付されている場合には、当該行政文書と一体のものとみなされることから、情報公開条例の適用対象となる。